

○武蔵村山市予防接種健康被害調査委員会設置要綱

昭和59年9月27日訓令（乙）第81号

（設置）

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）及び結核予防法（昭和26年法律第96号）に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、武蔵村山市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の要請に応じ、予防接種による健康被害について医学的見地から調査を行うものとし、次に掲げる事項につき調査報告するものとする。

- （1）健康被害発生事例の疾病状況及び診療内容に関する資料収集に関すること。
- （2）前号に関し、必要に応じて特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げるところにより、市長が任命し、又は委嘱する委員5人をもって組織する。

- （1）武蔵村山市医師会会員 2人
- （2）東京都多摩立川保健所職員 1人
- （3）専門医師 1人
- （4）市職員 1人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条第3号の委員の任期は、当該健康被害の事項に関する調査期間とする。

（会長）

第5条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課又は同部新型コロナウイルス感染症対策室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

(武蔵村山市予防接種事故調査委員会要綱の廃止)

2 武蔵村山市予防接種事故調査委員会要綱（昭和59年武蔵村山市訓令（乙）第54号）は、廃止する。

附 則（昭和62年5月1日訓令（乙）第47号）

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成9年8月12日訓令（乙）第132号）

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日訓令（乙）第10号）

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行する。